

令和3年9月24日

内閣官房長官
加藤 勝信 殿

ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方に関する提言

公明党新型コロナウイルス感染症対策本部
新型コロナウイルスワクチン接種対策本部
本部長 石井 啓一

昨年1月、わが国で新型コロナウイルスが検出されて以来、累次にわたる緊急事態宣言が発出され、国民の理解と協力のもと、不要不急の外出自粛や飲食店の営業時間短縮など日常生活への制約を通して感染症対策が進められ、今日に至っている。

感染症対策の切り札であるワクチン接種率の向上や新たな治療薬の活用等により、コロナとの戦いは新たなステージを迎えつつある。

今後とも、いのちを守るため、医療のひっ迫状況やワクチン3回目の追加接種の議論などを注視しつつ、これまでの日常生活への制約を段階的に緩和する方向へ、国民的議論を行い、国民の理解を得られるよう具体策を検討し進めていくことが求められている。

専門家からは、ウイズコロナのステージが2～3年続く可能性も指摘されていることから、マスク着用や三密回避等の感染防止対策を緩めることなく継続しながら、今後新たな変異株の拡大等により、感染の急拡大や医療提供体制がひっ迫する場合には、緊急事態措置等の強い対策を講じるべきである。

公明党として、9月3日分科会で示された「ワクチン接種が進む中で日常生活はどのように変わり得るのか?」、および9月9日対策本部で示された「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方」を受け、今後の方向性と見解をまとめ、提言する。

政府におかれては、本提言の速やかな実現を強く求めるものである。

1. ワクチン・検査パッケージについて

- ① ワクチン・検査パッケージの位置づけについて丁寧に分かりやすく説明すること。人に感染させるリスクを軽減し、日常生活を段階的に取り戻すものであり、国民生活の全分野に一律に、直ちに適用するものではないことを広く周知すること。
- ② ワクチンの効果（感染防止、効力の期間、ブレイクスルー感染の状況など）に関する基礎的なデータを示し、データに基づいて議論ができるようにすること。
- ③ ワクチン接種をしていない者が不利益や不当な差別を受けないよう配慮すること。なかでも接種ができない者や接種対象外の12歳未満の子どもなどに対し、十分な配慮を行うこと。
また、仕事や就職などに関しては、事業所等における対応策の整備を図ること。
- ④ 陰性証明の取得・活用にあたっては、質の高い検査（PCR検査、抗原定量検査）が容易かつ安価（無料）に受けられるよう体制整備を急ぐこと。
ワクチンの無料接種との公平性の観点から、特にワクチンを打ちたくても打てない者や12歳未満の子どもなどは、検査を無料化すること。
- ⑤ 民間検査機関における精度管理を確保するとともに、検査結果が陽性となった者について、医療機関の受診はもとより、保健所との連携強化を進めること。
- ⑥ PCR検査能力を現状の約33万件から約100万件へと強化するとともに、抗原定量検査機器（ルミパルス）の増産など検査体制の抜本的な拡充を図ること。
また、抗原定性検査キットの使用にあたっては、これまでの厚労省の見解をふまえ、有症状時や“ちょっと気になる時”に使用すること、及び陰性証明にはならないこと等を国民に周知し、誤解を与えないようにすること。
- ⑦ ブレイクスルー感染を考慮して、ワクチン接種者が一緒に行動する陰性証明所持者をはじめ他人に感染させるリスクをどう考えるのかについて明確化すること。

2. 飲食、イベント、人の移動、学校等での取り扱いについて

- ① 飲食店等への取り扱いについて、第三者認証の活用方法については、技術実証に基づき、都道府県の意見をふまえて検討を進めること。
第三者認証のあり方については、都道府県の取り組みに差がみられることから、取り組み状況を公表し、支援策も含め均てん化に努めること。
また、実効性を確保するため、自治体による見回りや再調査、必要に応じては第三者認証を取り消すなど、運用面の担保をすること。
- ② イベントについては、ワクチン・検査パッケージを活用した具体例を提示し、議論を進めること。
- ③ 宿泊、交通、観光等の人の移動について、感染対策と経済の回復を両立させる観点に立って、感染状況の落ち着いた地域から、ワクチン・検査パッケージを活用して観光振興策の実施を検討すること。
- ④ 大学等における部活動や課外活動における感染リスクの高い活動について、ワクチン・検査パッケージを活用することによる緩和については、未接種者への差別や不利益とならないよう丁寧に検討するとともに、大学等における検査体制を構築し、段階的に進めること。
- ⑤ 幼稚園、小中学校、高校、放課後児童クラブや放課後デイサービス、保育所等児童福祉施設（認可外施設を含む）等における感染防止策をより一層強化するとともに、必要な財政支援を行うこと。
- ⑥ 小中学校、高校、大学等の対面授業や入学試験、修学旅行等については、適用しないこと。

3. 医療機関や高齢者施設、障がい者施設の入院患者・施設利用者との面会等について

- ① ワクチン2回接種及びPCR検査を前提として、早期に面会等が実施できるようにすること。ただし、現行実施されている同居家族等による面会等にまで適用しないこと。
- ② 民間に対して通知等により要請してきた制約などについても緩和の提案について改めて通知等を行い、現場が判断するための目安などを検討すること。

4. ワクチンの追加接種などについて

- ① 年末から想定される追加接種の対象の検討に当たっては、質の高い中和抗体検査による中和抗体活性の推移と副反応を踏まえた検討を行うこと。海外でもアプリを用いて副反応を収集しているが、我が国でも副反応を報告できるアプリを活用して製造販売業者の情報収集を支援すること。
- ② 追加接種については引き続き無料で実施すること。また、その実施体制について、自治体や医療機関への適切な情報発信を行い、財政的支援などを明確にして、接種体制の準備に遺漏がないように努めること。
- ③ 追加接種に当たっては、本年取り組まれた2回の接種に係る接種現場等での問題点を総括し、ワクチンの供給及び国民への接種体制について、ワクチン接種記録システム（VRS）の運用など改善すべきは早急に改善すること。
- ④ 10月、11月の早期に接種を完了するとしてきた2回の接種について、今なお、職域接種などで「2回目難民」が云われており、希望する接種対象者への接種について、漏れのない取り組みを進めること。

5. 経口治療薬の確保等について

中等症等肺炎を有する患者に対してはレムデシビル、軽症等の発症から7日以内の患者に対してはロナプリーブを使用できる状況となった。しかし、いずれも点滴静注薬であることから、原則として来院して一定時間を医療機関にてモニタリングする必要がある。広く感染患者に対応し、重症化を防ぐためには上記に加え国内外で開発中の経口薬を治療の選択肢として確保する必要がある。特に病床が逼迫した際には効果的な経口薬が求められる。

- ① 非臨床試験で明確な抗ウイルス活性が認められるものについては、変異株に対する非臨床薬効を精査したうえで、実用化された際に迅速に確保できる契約に向けた交渉を製造販売業者と行うこと。

- ② なかでも国産にて開発中の経口薬は、上記の非臨床試験をふまえ、新型コロナウイルス感染症治療薬実用化支援事業に採択して、第 2/3 相試験が成功した場合には国内用に一定量を確保できる基本契約を結ぶこと。

なお、通常、商用生産には一定の準備が必要なことから、国は第 2/3 相試験の終了に先行して経口薬の原材料の確保並びに生産に関して支援して海外に先んじて確保するとともに、中長期的リスク軽減を考慮して国内自給及び確保について支援すること。

- ③ コロナウイルスの変異発現状況をモニタリングするために、国として臨床検体並びに下水疫学等の両面からサーベイランスを行うとともに、製造販売業者と連携してその重要度や薬剤耐性発現等に関する研究を行うこと。

6. 当面の検討課題について

- ① 第 5 波における想定以上の感染拡大と医療のひっ迫が、なぜ減少局面に転じたのか詳細に分析するとともに、第 6 波の想定に備え、臨時の医療施設等の増設や病床確保を急ぐこと。

- ② ステロイドや鎮静剤、医療用防護具、治療薬の原薬、人工呼吸器の半導体、PCR 試薬、ネーザルハイフローをはじめとする医療提供体制確保に必要な原材料と消耗品を必要十分に確保すること。可能なものは国産化すること。

- ③ これまでのコロナ対策の取り組みをふまえ、省庁連携や各機関との連携体制など改善すべき点（例えば、都道府県と市区町村との連携強化、保健所と民間救急間や医療機関と救急隊員間の連携におけるデジタル化など）について、政府に改善検討プロジェクトチームを設置し、速やかに検討の上、結論を得ること。

- ④ ウイズコロナのステージにおいて、ストレスを極力軽減した日常生活を送ることができるよう住生活や働く環境、飲食店の設備など、新たな日常に即した基準の在り方について検討すること。

以上